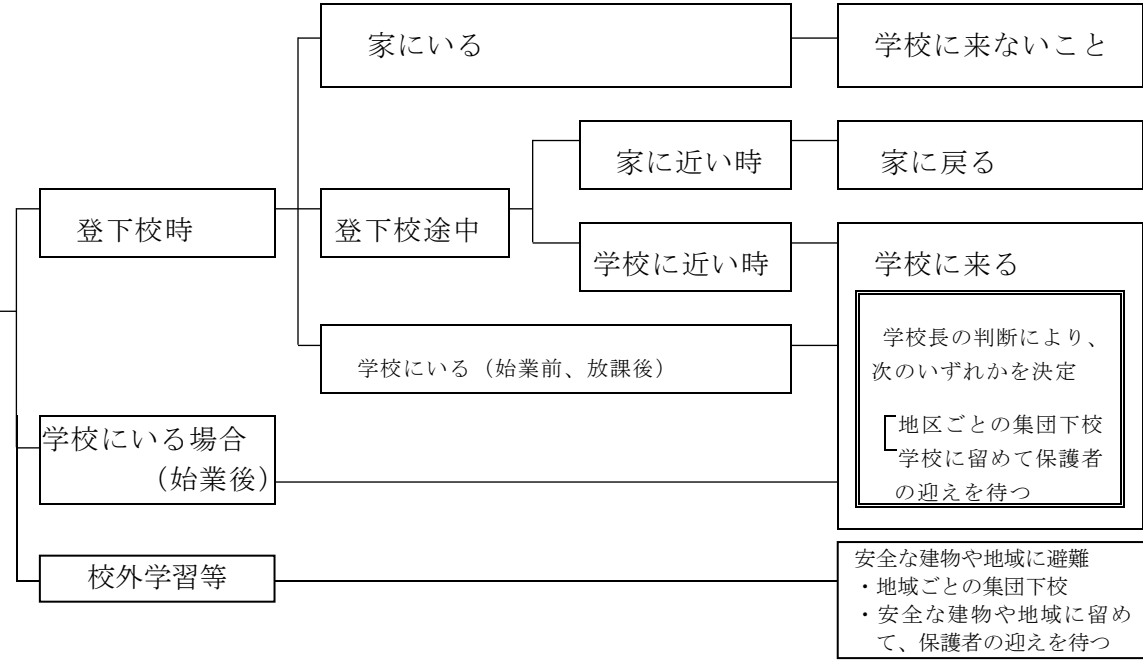


1 大規模地震の『警戒宣言』発令時



- 『警戒宣言』は、地震予知班の連絡を受け、内閣総理大臣が発令するものです。
- 『警戒宣言』は、テレビ、ラジオ、広報車、消防車、パトカー、ヘリコプター、警鐘、サイレンなどで伝達されます。学校からは伝達されません。

2 大規模地震発生時 (震度5強以上)

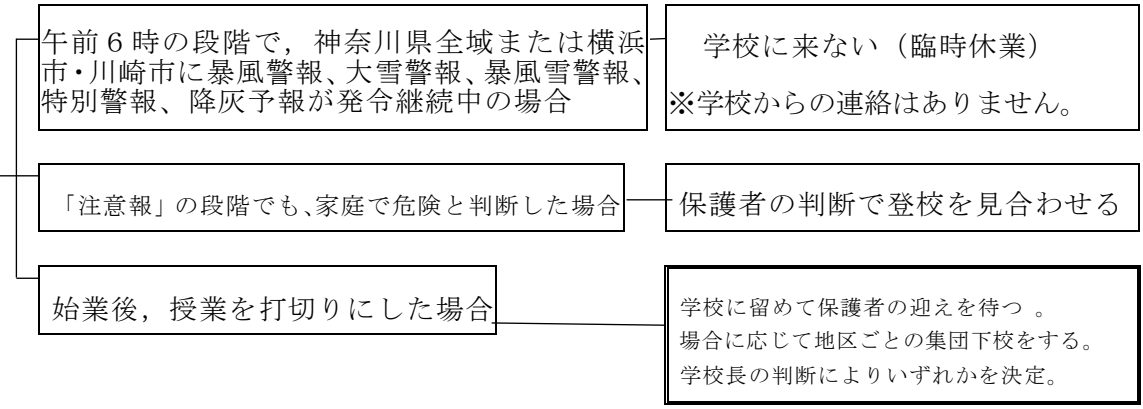
震度5強未満の場合でも、校長の判断で留め置く場合があります。



- 大規模地震においては連絡が取れない場合が予想されます。その場合、原則学校に留め、保護者の迎えを待ちます。

- 臨時休校は、警戒宣言や予報が解除されるまで、あるいは安全が確認されるまで続きます。

3 風水害・雪害



※令和2年度より、判断の時刻が午前6時に変更になりました。

- 災害時に備えて、家族としての対策の仕方を日頃から話し合っておいてください。
- 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」「特別警報」は、テレビ・ラジオで確認してください。学校からは、伝達されません。